

令和5年5月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和5年5月8日  
武雄市農業委員会

令和5年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年5月8日（月）  
（開会）13時30分 （閉会）14時20分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟		○	13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	5件
議案第7号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第9号の規定による届出について	1件
報告第2号	農地等形状変更届について	2件

6. 議事内容 以降記載

---

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和5年5月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和5年5月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第7号までの審議をお願いします。その後に2件の報告事項がございます。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、6番 中村 和仁委員、13番 稲富 守委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 5月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。  
農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されています。  
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。  
資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。  
〇〇町の田1筆の3,294㎡。「譲渡人は長年小作をしてもらっているので譲りたい。譲受人は現在も耕作している。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、〇〇円となっています。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆その他2筆の615㎡。「譲渡人が管理できないため譲りたい。譲受人は家庭菜園を予定している。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、1筆〇〇円です。

申請番号3番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、田1筆、畑3筆、その他1筆を合わせて1,115㎡です。「譲渡人は

管理できないため譲りたい。譲受人は譲渡の相談があったので、譲り受けたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は5筆で〇〇円です。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆の421㎡。「譲渡人が市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は家庭菜園を予定している。家庭菜園を予定している。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては〇〇円です。

最後に申請番号5番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります、田1筆、面積2,354㎡です。「譲渡人が高齢で後継者もいないため耕作・管理ができない。譲受人は自分が所有する農地に近いため、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は10a当たり〇〇円です。1番から5番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この5件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

〇〇番委員 2番については、家庭菜園できる小さい耕運機を持っていて今でも管理している。3番は、現在も管理できているので大丈夫と思い承諾しました。

会 長 他にありませんか。特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

#### 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町の田1筆87㎡のうち31.81㎡。申請事由は「令自宅への進入路が狭いため、拡張したい。」ということです。すでに一部造成していた部分があったため始末書を添付されています。工事完了時期は許可後15日となっています。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。

申請番号2番。〇〇町の畑1筆361㎡。申請事由は「現在の住居がシロアリの被害に遭いリフォームを考えたが、多大な費用がかかることが分かり建て替えしたい。西側が崖になっているので、出来るだけ道路側に寄せて建てたい。」ということで一般住宅を建設予定です。昭和59年に農業倉庫を建てていたということで始末書を添付されています。工事完了時期は令和5年12月となっています。

農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

---

### 《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

---

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されております。この議案について、1番から6番までについて事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は使用貸借権設定になっております。土地につきましては、〇〇町の田1筆の面積147.47㎡です。申請理由は、「実家に同居するにあたり、家屋の老朽化や祖母が車いす生活であるため、便利性及び介護の負担軽減を考えバリアフリーの住宅を建築したい。」ということで工事完了時期は令和5年11月30日となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆です。申請理由は、「現在、借家住まいをしているが、手狭となったため住環境のよい申請地を譲り受け新築したい。」ということで、工事完了時期は令和5年12月30日となり、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は貸借権設定となっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積622㎡のうち182.79㎡です。申請理由は、「従業員の駐車場が足りないため、確保したい。」ということで工事完了時期につきましては許可後6ヶ月です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積592㎡です。申請理由は、「農地所有者は体調が良くなく、今後の農地の維持・管理が困難である。そこで、譲受人の自宅での薪の消費(薪ストーブ)及び余った分は販売することを目的とし、自宅に隣接する申請地を譲り受け、薪置場と作業場に転用したい。」ということで農振除外済の土地となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号5番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑6の面積が712㎡です。申請事由は、「昭和48年に新築して以来、農地法の許可が必要なことを知らず昭和58年に物置を建て、平成25年と今年3月に住宅を増築し、駐車場を整備いたしました。この度、現況にあわせて申請し、息子の名義にしたい。」ということで申請前に増築し駐車場を整備していたため始末書を添付されています。工事完了時期は令和5年6月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積162㎡です。申請理由は、「駐車場のスペースがないため、確保したい。」ということです。工事完了時期につきましては令和5年12月25日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。地元委員さんから1番から6番までについて補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

次の申請番号7番については、〇〇委員が譲受人であり、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、議案第3号7番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

会 長 では7番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号7番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積19㎡です。申請理由は、「現在、自宅への乗り入れが鋭角で危険な状況です。これを解消したいと思い申請地を相談したところ快諾されたので本申請を行います。」ということです。工事完了時期につきましては令和5年8月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による7番の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による7番の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

(澤井委員 入席)

---

—————《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》—————

会 長 次に議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請です。土地は、〇〇町の宅地の建売分譲住宅であり、当初3区画で計画していたが、2号地と3号地はお客様の要望により1区画にした。また、許可地から分筆してできた2筆について計画していなかった一般住宅が2棟完成している。ということで工事は完了しており始末書添付となっています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、質疑に入りたいと思います。何かございませんか、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑開始)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。



よって、議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》—————

**会 長** 次に、議案第5号を議題といたします。  
議案第5号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

**事務局** 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第2号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、13件、16筆、25765㎡。

橘町、田、再設定、35件、75筆、127211.13㎡。

朝日町、田、再設定、23件、35筆、58207㎡。

若木町、田、再設定、5件、13筆、16037㎡。

武内町、田、再設定、6件、10筆、13281㎡。

東川登町、田、新規、3件、7筆、7949㎡。

西川登町、田、新規、1件、2筆、2477㎡。

畑、再設定、1件、1筆、10149㎡。

山内町、田、新規、1件、2筆、1668㎡。

再設定、14件、25筆、36946㎡。

畑、新規、1件、2筆、3493㎡。

北方町、田、新規、5件、9筆、8253㎡。

再設定、21件、36筆、64400㎡。

畑、再設定、2件、2筆、864㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については56ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

**〇〇番委員** 34ページの1番は、借受人が社会福祉法人となっているが他の株式会社の法人でも利用権設定することが出来るのか。

**事務局** 解除条件利用権設定ということで社会福祉法人だけでなく他の法人でも、いつでも解除できるよう条件を付けて借受することが出来ます。今回のケースは耕作されていない農地を区で管理していたが社会福祉法人の利用者さん

に畑を作らせたいということでの申請であります。目的とかきちっとして年に1回は報告する必要があります。

会 長 他にはありませんか。無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 ないようですので質疑を止めます。  
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

---

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について5件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の8ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆です。令和元年頃よりイノシシが畑を荒らすなどの被害がひどく耕作できなくなり、現在に至っているもので自然的荒廃農地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過していることから非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町の畑1筆69㎡です。昭和60年頃、前耕作者が亡くなって以降、耕作していない。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号3番4番5番は〇〇町のキャンプ場周辺の農地となっております。申請番号3番、〇〇町の畑1筆330㎡です。昭和53年に相続したが、その時点で隣地の竹が侵入してきており、耕作が困難であった。そのことから耕作しなくなり現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号4番、〇〇町の畑1筆2416㎡です。昭和50年頃から申請人が土地の管理を続け、平成12年に時効取得をしたが、この間に竹などが生えてきて耕作をしなくなり現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

続いて申請番号5番です。〇〇町にあります、畑2筆1604㎡です。申請人は昭和62年より所有者となったが、遠方に住んでいることから管理が難しくなった。現在は雑木林状態となっている。ということで非農地証明事務

処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第6号、5件の武雄市非農地証明願ひにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号 武雄市非農地証明5件について原案どおり証明することに決しました。

#### ————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について》 —————

会 長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」説明します。議案書の10ページをご覧ください。

番号1番：〇〇町の畑1筆面積は147㎡です。平成25年8月に砂利敷きをして、農機具倉庫を設置した。ということですので倉庫が建てられていたので始末書の提出をしてもらっています。倉庫が200㎡未満なので農地法第4条第1項第9号の規定による届出を出してもらいました。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いません。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

---

**《報告第2号 農地等形状変更届け出》**

---

会 長 次に報告第2号「農地等形状変更届出」について2件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書11ページになります。  
番号1番。土地は〇〇町の田1筆、111㎡です。変更理由は、隣地に一般住宅を建てるので、宅地と高さを合わせて畑として利用したい。ということで、田を畑に転換されます。変更時期は令和5年5月10日から5月31日で、嵩上げの高さ0.9m、土量は150.3㎥。施工業者は〇〇で転換後は野菜栽培の予定です。

番号2番。土地は〇〇町の田2筆、619㎡です。変更理由は、毎年浸水する常習田のため、令和5年5月から始まる水田の暗渠工事で発生する残土を利用して嵩上げをしたい。ということで、田を嵩上げされます。変更時期は令和5年6月1日から令和6年12月31日で、嵩上げの高さ1.0m、土量は600㎥。施工業者は入札決定予定で変更後の利用計画は引き続き水稻をされる計画です。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会 長 無いようですので、報告第2号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いません。何かございませんでしょうか。

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

---

**《閉 会》**

---

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年5月の農業委員会総会を終わります。